

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為で規則で定めるものをいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (7) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(遺児への支援)

第7条 市は、犯罪等の被害により保護者(親権を行う者又は後見人その他の者で児童を現に監護す

るものをいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第47条の規定により親権を行う児童福祉施設の長は除く。）と死別した遺児（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）の経済的負担の軽減を図るため、支援金の給付を行うものとする。

（日常生活の支援）

第8条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

（居住の安定）

第9条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する民間賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとする。

（真相究明についての支援）

第10条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合において、その活動を行うために必要な費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第11条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害、二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱い等を行うものとする。

（広報及び啓発）

第12条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第13条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

（意見の反映）

第14条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

2 市は、本条例の規定により経済的負担の軽減を図るための支援金等を受給した犯罪被害者等が、前項の規定に該当することを把握した場合は、当該支援金等の返還を求めることができる。

（その他）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。